

# 「危険物」とは

横須賀市消防局

## 1. 消防法における「危険物」とは

消防法上の「危険物」とは火災の危険性が一定以上あるものを言います。

代表的な例として、ガソリン、灯油、軽油、塗料類、シンナー、アルコール、アロマオイル、除光液等の引火性液体があります。

## 2. 指定数量について

許可を得ないで一定量以上の危険物を貯蔵・取り扱うことは消防法で固く禁止されています。(無許可貯蔵(取扱い)に関する罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

この超えてはいけない一定量を「指定数量」と言い、以下の表のように危険物の種類ごとに決められています。

★身近な危険物の指定数量（危険性が高いものほど少ない）		
ガソリン	・・・ 200リットル	↑ 危険性 ↓
アルコール類	・・・ 400リットル	
軽油、灯油	・・・ 1000リットル	
重油	・・・ 2000リットル	
ギヤー油	・・・ 6000リットル	

### (1) 指定数量による規制の違い

危険物の貯蔵・取扱量が指定数量の何倍になるかで、規制を受ける法令や、必要な手続きが変わります。

指定数量の倍数	規制を受ける法令	必要な手続き
1.0倍以上 (指定数量以上)	消防法	市町村長の許可
0.2倍～1.0倍未満	火災予防条例	消防署長へ届出
～0.2倍未満		手続不要

### (2) 指定数量の倍数の計算方法

(事例) 軽油 600 リットルを倉庫で貯蔵している少量危険物施設で、新たにガソリン 100 リットルを貯蔵する場合

$$\frac{600 \text{ リットル (軽油の貯蔵量)}}{1000 \text{ リットル (軽油の指定数量)}} + \frac{100 \text{ リットル (ガソリンの貯蔵量)}}{200 \text{ リットル (ガソリンの指定数量)}} = 1.1 \text{ 倍}$$

(0.6 倍) (0.5 倍)

指定数量の倍数は 1.1 倍となりますので、市町村長の許可が必要となります。

許可を得ないで指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱わないよう気を付けましょう。

### 3. 引火性液体の性質について

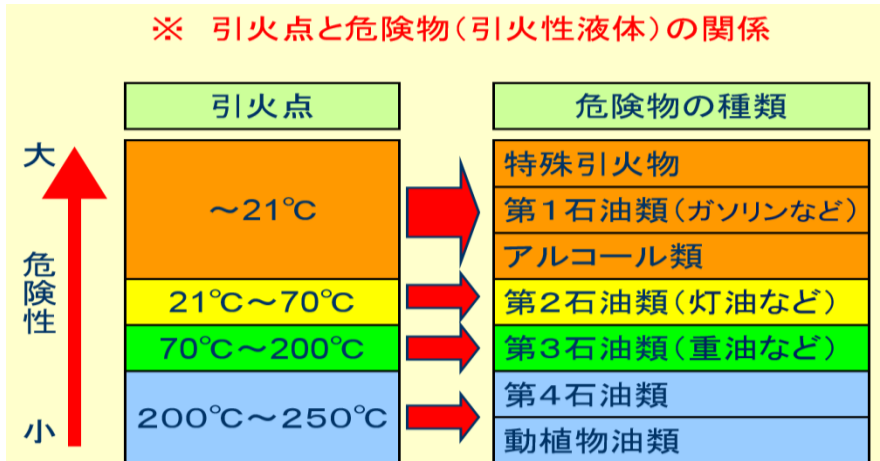
#### (1) 可燃性蒸気と引火点

ガソリンや灯油などの引火性液体は、液体そのものが燃えているように見えますが、実は液体から発生しているガス（可燃性蒸気）が燃えています。

##### 【引火点とは】

引火性液体の温度が上がると発生する可燃性蒸気の量も多くなり、ガスの量がある一定量になると火が付くようになります。その時の液体の温度を「引火点」といいます。

例えば、ガソリンの引火点は $-40^{\circ}\text{C}$ ですが、これは真冬の北国の屋外でも凍らず、ガソリンの表面から大量の可燃性蒸気を発生させており、ちょっとした火花などでも火がついてしまうことを意味しています。

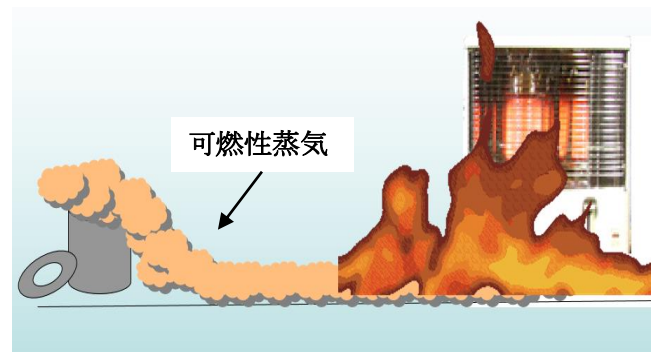


#### (2) 可燃性蒸気は低所にたまりやすい

可燃性蒸気は空気より重いので、拡散せず、低所にたまりやすい性質があります。

シンナー缶のふたを開けたまま放置していたところ、可燃性蒸気が室内のストーブまで到達してしまい、引火して火災になったこともあります。

十分に換気を行い、周囲に電気設備、高温体などの火種がないことを確認しましょう。



#### (3) 静電気などの火花でも着火します！

電気機器のスイッチ操作や人体などに溜まった静電気が着火源となる場合が多く、これらの火花が原因となる火災が全体の約4割も占めています。

セルフ式のガソリンスタンドでは、給油キャップを開けた時に、人体の静電気が飛んで火災になった事例もあります。

必ず給油前に「静電気除去シート」に触りましょう！

